（特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の申請）

第十八条　附則第十二条の規定は、改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「法第十四条第三項」とあるのは「法第十四条の四第三項」と、同条第二項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「新規則第十条の二」とあるのは「新規則第十条の十四」と、同項第二号中「次条第二号」とあるのは「附則第十九条第二号」と、同項第三号中「次条第三号」とあるのは「附則第十九条第三号」と、「新規則第九条の三第三号、第四号及び第七号」とあるのは「新規則第十条の十二の二第三号、第四号及び第七号」と、同項第四号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十九条　改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　継続して五年以上法第十四条の四第一項の許可を受けている者であること。

二　改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分を受けていないこと。

三　新規則第十条の十二の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四　新規則第十条の十二の二第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

（確認を受けた者に対する許可証の交付）

第二十条　都道府県知事は、改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認をしたときは、新規則様式第十三号の二による許可証を交付しなければならない。

（特別管理産業廃棄物処分業者に係る確認の申請）

第二十一条　附則第十二条の規定は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「法第十四条第三項」とあるのは「法第十四条の四第八項」と、同条第二項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「新規則第十条の二」とあるのは「新規則第十条の十八」と、同項第二号中「次条第二号」とあるのは「附則第二十二条第二号」と、同項第三号中「次条第三号」とあるのは「附則第二十二条第三号」と、「新規則第九条の三第三号、第四号及び第七号」とあるのは「新規則第十条の十六の二第三号、第四号及び第七号」と、同項第四号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物処分業者に係る確認の基準）

第二十二条　改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　継続して五年以上法第十四条の四第六項の許可を受けている者であること。

二　改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分を受けていないこと。

三　新規則第十条の十六の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四　新規則第十条の十六の二第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

（確認を受けた者に対する許可証の交付）

第二十三条　都道府県知事は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認をしたときは、新規則様式第十五号の二による許可証を交付しなければならない。

告示

○財務省告示第二十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年十二月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年一月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	二十億円	九十八円二十銭
〃	〃	二十億円	九十八円二十五銭
〃	第四回	二十億円	九十七円九十二銭
〃	〃	二十四億円	九十七円九十六銭
〃	〃	三十億円	九十七円九十九銭
〃	第六回	百二十億円	九十九円四十一銭
〃	〃	六十五億円	九十九円五十一銭
〃	〃	三十億円	九十九円五十四銭
〃	第七回	十億円	九十九円二十六銭
〃	〃	五億円	九十九円三十一銭
〃	〃	十億円	九十九円三十八銭
〃	第十二回	十四億円	九十九円九十五銭
〃	〃	百億円	百円八銭
〃	〃	二十三億円	百円十四銭
〃	〃	二億円	百円十九銭
〃	第十三回	四億円	百円七十五銭
〃	第十四回	六億円	九十九円八十銭
〃	〃	一億円	九十九円九十四銭
〃	第十五回	一億円	百一円三十四銭
〃	第十六回	七十億円	百円六十銭
〃	〃	十五億円	百円六十六銭
〃	〃	十一億円	百円六十七銭
合計		六百一億円	